

3 陳情第 8 号

3 陳 情 第 8 号	新宿区立高齢者いきいの家条例を廃止する条例の廃止を求める陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 3 年 3 月 4 日 受 理、 令 和 3 年 3 月 8 日 付 託
陳 情 者	新宿区下落合 _____ _____

(要 旨)

新宿区において、新宿区立高齢者いきいの家条例を廃止する条例を廃止してください。

(理 由)

(1) 区側説明「住民の理解を得た」は誤りである。

新宿区は、①令和 2 年 1 月に地域説明会を 2 回開催したが、清風園廃止反対の意見は多数に上り、廃止賛成の意見は皆無であった。廃止に納得せず、住民は再度の説明会をもとめたが、応じなかった。また、区は②「清風園周辺の町会長や落合地区の高齢者クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会、障害者団体などに説明し、3 月には地元町会の役員会でも改めて説明をした。説明を行う中では様々のご意見もあったが、清風園の廃止について、おおむね地域のご理解をいただけたと認識している」としているが、区側の廃止を前提とした一方的な説明で廃止の是非について意見を問われたわけではなく、説明会において反対意見を述べた者もいた。さらに言えば、町会長や落合地区の高齢者クラブ連合会は任意の団体やその長であり、住民の意思を決定する機関ではない。清風園廃止について広く構成員に意見を聴取し団体の意思を決定したこともない。「おおむね地域のご理解をいただいた」という状況ではないことは、廃止条例が提案された際も、短時日に 2, 0 0 2 名の署名が提出されたことをみても明らかである。

とりわけ、清風園利用者のみなさんの意見に耳を傾けたこともないことは、「地域のご理解を得た」という結論からは「清風園利用者」が排除されていることを意味する恐れが高い。そうであるならば、この結論は「初めに結論ありき」であったことを意味し、住民参加という新宿区自治基本条例の趣旨に、区自身が反する行動を取ったものであることを意味する。

一連の対応は、新宿区自治基本条例第 3 条第 2 項に規定する基本理念「区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。」や、同条例第 1 2 条に規定する区の行政機関の責務「区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。」、同条第 2 項の「区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。」

る。」に反するものと言えよう。団体自治と住民自治の実現の場としてある地方自治の現場において、住民の参加を標榜する新宿区自治基本条例を評価する立場から、今回の廃止手順はその基本条例の趣旨をないがしろにする恐れが高く、今後の先例として看過することは難しいと懸念される。

(2) 高齢者施策が後退する。

新宿区第一次実行計画 P 1 0 4 に記載の「高齢者活動・交流施設の機能拡充」の計画事業概要には、「「地域支え合い活動」を推進するため、活動の拠点となる高齢者活動・交流施設の機能拡充等を図ります。「新宿区立薬王寺地域ささえあい館」での活動を踏まえて、地域交流館、シニア活動館及び高齢者いこいの家「清風園」を対象に、機能拡充等を検討していきます。」としている。そもそも廃止はこの計画に反する。高齢者いこいの家清風園が廃止されれば、以下の高齢者施策が後退し、区民の利益に反する。

①中落合高齢者在宅サービスセンターでは、代替できない機能

清風園廃止後の高齢者活動・交流施設を、中落合高齢者在宅サービスセンターで代替する計画を進めているが、従来施設よりも大幅に狭くなり、飲食をはじめ制限が多く、特に来館の魅力である、景観や入浴という点で大きく劣る。また、同センターは使用スペースがかなり狭くなり、コロナ禍での運用を考えると、リスクの大きい要介護の利用者との共存が心配され、利用制限が想定される。清風園が存続されれば、ゆったりとスペースが活用でき、今まで以上の支えあいの事業や介護予防の事業が期待できる。

②地域交流館では、代替できない機能

上落合、中落合、下落合それぞれの地域交流館が代替施設として挙げられるが、これらの施設は、下落合駅よりおよそ 1 4 m 上がった坂の上に設置されていることを無視することはできない。聖母坂の下から見上げれば、高さのバリアがあり高齢者が歩いて行くことも、まして車いすで上がり降りすることも困難である。坂上にある上記の施設では、お風呂が一つしかなく利用は男女入れ替え制、利用時間も正午から午後 3 時までと限定される。上落合地域交流館は区内で一番利用者が多く、他の地域交流館も既存の利用者が多数に上り、受け入れに問題がある。お風呂が男女別で午前 1 0 時から午後 4 時まで利用でき、お風呂の前後にゆったりと食事もできる「清風園」とは全く違う。コロナ禍が過ぎたなら、こうした施設利用のあり方は、むしろ清風園を模範にすべきところでさえある。

③公衆浴場では、代替できない機能

清風園は入浴が無料に対し、公衆浴場は 4 7 0 円かかり、年金生活の高齢者にとっては負担が大きい。公衆浴場には脱衣室があるだけで、清風園のように団らんでできる場所はなく、入浴をまじえての交流はできない。

(3) 費用の増大と経済的合理性に疑義がある。

今年度補正予算では、「高齢者いこいの家の解体に伴う設計等委託」として 9 6 0 万円の予算が計上され、来年度予算では、同じ事業名で、2, 2 2 9 万円の支出を予定している。補正予算の議会質疑の際には見えなかった支出である。さらに来年度は補正予算を組み解体工事を 1 億 9, 0 0 0 万円かけて行うと聞いているが、すでに清風園大規模改修で想定された 2 億円を優に超え、さらに急峻な崖地に障害者グループホームを建設するために、エレベーター建設とランニングコストの支出が永続的にかかる。安全な適地に建設することが合理的である。